

市発注工事の現場において新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合の対応

工事の作業従事者（以下「従事者」という。）に感染者等が発生した場合は、直ちに工事現場全体を閉鎖するとともに、保健所の指導に基づき対応し、これ以上の感染拡大を防止しなければならない。

1 工事現場の閉鎖

- (1) 受注者は、従事者に感染者が発生した場合、及び従事者が濃厚接触者であることが判明した場合、発注者に対してその旨を連絡するとともに、安全を確保した上で直ちに工事現場全体を閉鎖する。
- (2) 工事の一時中止措置について受注者からの申し出があった場合には、発注者は速やかに工事の一時中止の手続きを行う。

受注者からの申し出がない場合であっても、感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる場合には、発注者が工事の一時中止について指示する場合がある。

2 感染者等への対応

- (1) 新型コロナウイルスに感染した従事者は、保健所、医療機関等の指導の下、治療・療養に専念する。

また、感染拡大防止のため、保健所が行う積極的疫学調査に協力することとする。

- (2) 濃厚接触者が工事現場へ復帰する場合は、保健所の指示する健康観察終了後とする。

- (3) 感染し入院治療した従事者が工事現場へ復帰する場合は、退院基準を満たし、主治医の指示により退院した後とする。また、入院治療の必要がない軽症者や無症状者の場合も、療養解除基準を満たし、保健所、医療機関等の指示により療養が解除された後とする。

なお、現場復帰に際して、1週間程度の自宅待機（または在宅勤務）を行ってから復帰することが望ましい。

退院後及び療養解除後4週間は、健康状態を毎日確認し、倦怠感などの体調不良を認める際は出勤しないこととする。

咳や発熱などの症状が出た場合は、保健所に相談し、その指示に従うこととする。

3 工事現場の消毒作業

工事現場の閉鎖後、受注者は感染者が所属する会社を通じて、保健所に相談のうえ消毒場所を特定し、消毒作業を実施する。

4 従事者等の健康管理

感染者が所属する会社においては、衛生管理者（または安全衛生推進者）が従事者等の体調管理を行い、従事者等に咳や発熱などの症状がある場合は、速やかに医療機関等に電話連絡のうえ、受診するように促すこととする。

5 工事現場の再開

- (1) 消毒完了後、受注者は安全点検を行い、発注者と協議の上、工事現場を再開する。
- (2) 一時中止措置を行った工事については、再開の協議が整い次第、発注者は一時中止解除の手続きを行う。
- (3) 現場再開後も、従事者の体温測定や健康観察を行うとともに、マスクの着用など感染拡大防止措置を徹底する。

6 工事の一時中止等による経費

感染者の発生により工事を一時中止する場合や、消毒作業などの工事現場を再開するために必要な経費については、受注者の責によらないものとして積算基準や土木工事設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

7 測量、調査及び設計等の業務の対応

測量、調査及び設計等の業務においても、工事現場と同様に取り扱うこととする。